

デジタル・セーフティネットの構築を 所得情報と社会保障給付の連携

マイナンバーの利活用拡大のための検討タスクフォース（第1回資料）2022年11月9日

東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹

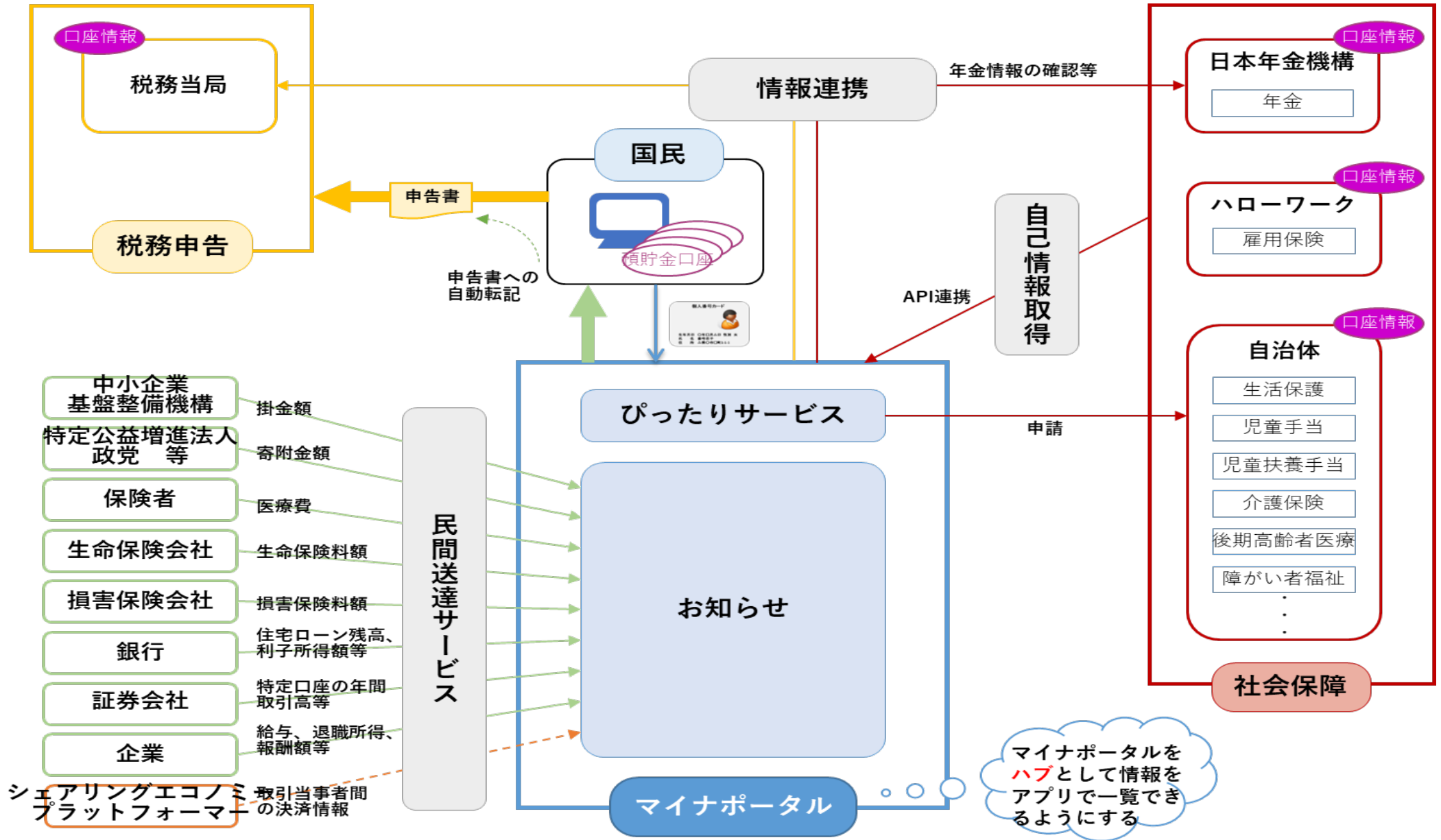
デジタル・セーフティネット構築の必要性

- マイナンバー制度創設の趣旨は、社会保障と税を一体で運営し効果的・効率的な政策を実施することだが、そのためのインフラ作りが遅れている。
- コロナ関連給付、経済対策給付など所得情報と社会保障給付が連携されていないため、「国民全員」か「住民税非課税世帯」かというアナログ的な基準となり、効果的な（きめ細かい）社会保障給付につながっておらず財政資金の無駄、落ちこぼれが生じている。
- とりわけ住民税非課税世帯への5万円、10万円給付は、年金世帯への優遇（公的年金等控除による）となっており、世代間の不公平が指摘されている。
- 先進諸外国では、所得情報と給付が連携され、きめ細かい給付が行われてきた。英国ではリアルタイム（毎月）に連携し給付に反映されている。
- わが国では所得情報が税務当局に独占されてきた。社保税OSSは、その独占を改め国全体で活用できるきっかけになるが、さらに「その先」が必要。
- リアルタイムで所得を把握し連携するには、「ガバメント・デジタル・ハブ」が必要。
- デジタル・セーフティネットというコンセプトの下で、国が所得情報と給付をつなぐシステムを作る大きな絵を描いて進めていく必要がある。

マイナンバーの活用と社会保障・税一体改革ーデジタル・セーフティネットの構築

- 欧州諸国や米国に導入されている、番号（マイナンバー）を活用して税務情報（所得情報）と社会保障を連携させて、安心して働けるセーフティネットの構築をする必要がある。
- **そのためには「情報入手」「情報連携」「制度設計」の3つが必要**
- セーフティネットの対象を判断するためには正確な所得の把握が大前提。働き方改革などで増加したフリーランスやギグワーカー、副業などで多様化した所得を番号制度（マイナンバー）を活用して効率的に把握する必要。
- 勤労者は勤務先の会社から（認定クラウドの活用）、フリーランスは発注先から、ギグワーカーは仲介プラットフォームから。そのためには法定資料制度（資料情報制度）の法律改正が必要。
- 現在、所得情報の社会保障官庁や自治体社会保障部局との連携は不十分。誰が生活困窮者なのかの把握も十分でなく、コロナ関連給付も、国民全員に10万円給付するか、住民税非課税世帯に限定するかなどアナログ基準による給付が行われている。
- 将来的には、国・地方がセーフティネットの対象者を見つけだし、申請なしで給付する「プッシュ型」給付を目指す必要がある。
- それまでの間は、マイナポータルを活用した対応が可能。本人が収入先からポータルに情報入手し必要に応じ社会保障官庁に提供。
- リアルタイム情報連携のためには、ガバメント・データ・ハブの設立が必要。
- **「情報入手」と「情報連携」、次の課題は「制度設計」**。目指す制度の手本は、英国のユニバーサルクレジット（給付付き税額控除）。
- 制度構築には霞が関の縦割りを排し、内閣府・デジタル庁が音頭を取り、厚労省、こども家庭庁、文科省、総務省（地方自治体）国税庁などが省庁の枠を超えて協力する体制づくりと、それを裏打ちする総理・官邸の強いリーダーシップが必要。

マイナポータルを活用（イメージ図）



税・社会保障連携の将来像

